

第3回 安城市自治基本条例検証会議

日 時:平成26年10月15日(水)9:30~12:00

場 所:文化センター 1階 美術展示室

出席者:【市民 13名】

岡田、荻野、神谷、桐生、小森、酒井、佐地、鈴木、鳥居、早川、林、森、藤谷(敬称略)

【事務局 6名】

神谷課長、仲道、原田、石原(企画政策課)、

中屋敷(行政課)、澤田(市民協働課)

【ファシリテーター(進行役) 2名】

加藤、榊原(まち楽房)

欠席者:【市民 1名】

新(敬称略)

資 料:おしながき、かわらばん②、今後のプログラム案、「第2回検証会議より~今後の話し合いの
論点まとめ」、用語の定義について、グループワーク参考資料、グループ分け名簿

記 録:榊原

【議事録】(以下、敬称略)

1. 開会のあいさつ

事務局:ただいまより第3回の会議を始めさせていただきます。本日は傍聴者が5名いらっしゃいます。

傍聴の方は、お静かに願います。これから3回の会議はグループワークを中心に進めていきたいと考えていますが、それにあたって、みなさまから提出いただいた宿題シートや議論から考えて私どもの方で班分けをさせていただきましたので、よろしくお願いします。また、前回の会議から2か月の間に、各団体やご意見がある方から個別に意見を伺いました。そのご意見は、みなさまから課題としていただいた内容とほぼ同様でしたので、残り3回はこの課題を中心に進めて参りたいと思います。では、ここからの進行を加藤さんをお願いしたいと思います。

2. 前回のふりかえり

進行役:おはようございます。今から12時まで、できるだけ有意義な時間になるように進行を務めたいと思いますのでよろしくお願いします。まずは前回どんなことをしたかを「かわらばん②」を使って簡単にふりかえりたいと思います。

進行役:(かわらばん②を読み上げながら、前回のふりかえり)

進行役:「第2回検証会議より~今後の話し合いの論点まとめ」という資料をご覧ください。会議で出された意見を、整理し直してまとめたものです。これを見ると意見の分布や傾向がわかります。

まず「定義」については、「主体的」とか「協働」「尊重する」といった言葉の定義を明確にしてほしいという意見が出ていました。

「市民の定義」については、住民以外の人が入っているのはどういうことなのか、市外の住民

や外国人も市民の枠に入ってしまった方がいいのか、といった意見がたくさんありました。

「市民の権利」については2方向あって、広義の市民に権利を与えるのはいいかなものかという意見と、逆にもっと広げて、こどもや障害者や高齢者、外国人といった弱者や少数者の視点をもって条項を見直したらどうかという意見がありました。また、豊かな文化を受ける権利を入れたらどうかという意見もありました。

「条例の位置づけ」については、そもそもこの条例が必要なのかという意見や、最高規範というのは問題じゃないのか、思想の押し付けじゃないかという意見もありました。

「議会」については、議会の意思決定を制限する内容は改めるべきという意見や、議会・議員の条項は当たり前だからここで書かなくていいんじゃないかという意見もありました。

「市政運営」については、市役所の仕事にもっとスピード感とか専門性をといった意見、市民参加型なら子どもにもわかりやすいものをという意見や、若者が楽しめる企画をといった意見、市民参加プランを早く明示してほしいといった意見などがありました。

そして、全体の中で一番多かったのは「条例の認知度を高めよう」という意見。最高規範とか自治体の憲法と言っているわりに市民に知られていないのはおかしいということで、多くの市民に興味を持ってもらえるよう、わかりやすい説明媒体やPR方法の工夫について具体的な提案もたくさん出されました。また、この条例自体もわかりやすくしたほうがいいのでは？という意見もありました。

「逐条解説」については、書きっぷりが厳しすぎる箇所があるという意見や、一部条文と合っていない箇所があるんじゃないかという指摘もありました。

以上、条文そのものに関するものと、そうでないものとがありますが、前回、カードで出された意見は全て網羅されているはずです。

3. 今後のプログラム案について

進行役:では、今度は「今後のプログラム(案)」を見てください。限られた回数の中で、できるだけ有意義な検討をしていくために、毎回テーマを絞って検討したらどうかということで、プログラム案をつくってみました。(資料説明)。

第5回の「条例のわかりやすさと認知度の向上」では、これまでに「あんき会」さんや「あんねっと」さんが行ってきた取り組みや、市の取り組みも踏まえて、今後どうしていけばいいのかを考えたいと思います。また、「その他」については、もしこれらのほかにみなさんが話し合いたいテーマがあれば、提案していただき、話し合えたらと思います。

3回から5回までの各回とも、できるだけ少人数で踏み込んだ話ができるようグループワークを中心にやっていこうと思います。ただ、グループワークだけだと3班がバラバラになってしまうので、3班の発表の後に少し全体で話す時間をつくって2段階構成で進めたいと思います。

それから、今回は資料の作成が遅くて間に合わなかったんですが、毎回、議題について考えて来ていただけるための資料を作成しようと思うので、お目通しの上で参加していただけると、より深い話ができるのかなあとと思います。

会議をやっていく中で、各回で積み残しがあったり、プログラムの見直しをしたりしていくこともあるかもしれませんが、全体としては、こんな感じでやっていけたらと思います。

4. 「用語の定義」の確認

進行役:では次に、これまでにずっと話題になっている「用語の定義」について、市で資料をつくってき
ていただいているので、紹介していただこうと思います。

委員:その前に質問とお願いをよろしいでしょうか？ 6月議会である議員が自治基本条例について質
問をしていて、「納税もしていない世界中の人が安城市民だと受け取れるのではないか」といっ
た議員の心配に対して、市は何も答えずに条例文をそのまま読んだだけでした。また、議会基
本条例策定委員会でも、その議員が「次から次へと何でもアリの条例ができていく」と言ってい
るのですが、その心配に対し、安城市は何も答えていない。安城市はどう考えられているの
か？「安城として、そんな心配はない、安心なんだよ」と言ってくれるのか？ルールブックに書か
れている言葉通りの説明でなく、本当の説明をしてほしい。もし、そのように議会で決まったのな
ら、ここでわざわざ話し合う必要もない。

それから、進行役にお願いですが、前回「国と安城市は対等だ」という説明をされましたが、
地方分権一括法は事務処理だけを地方公共団体に渡したのであって、全てが対等ではない。
言葉を使う時は正確に中立な形で言ってもらいたいです。

進行役:中立的な発言ということは承りました。1つ目の質問に対しては、事務局からいいですか？

事務局:「安城市としてどうなのか？」ということですが、「そもそも安城市とは何なの？」ということもあ
ります。私は役所、執行機関の一職員です。決めるのは議会。議会は市民の声を反映して民主
的な手続きを踏んで決めている。我々役所は決められたことを執行している。安城市は何かと
言えば、市民、議会、役所・職員、全体で安城市。なので、安城市としてどうなのかと言われると、
私からお答えしようがないというところもあるのですが。ただ、物言わないのではわからないとい
うことだと思うので、私的な意見も含めてお話しするということで聞いていただきたいのですが。

自治基本条例が言うところの「市民」は、外国人や税金を払っていない市外の人も入る。刈
谷市在住で安城で市民活動をしている方や、外国人だけど安城市で自治会活動をしている方
も市民としている。何らかの安城市と関わりを持っている方を市民ととらえている。なぜ広くす
るかというと、今や行政がやれることには限りがあるから。防災や福祉、家庭内暴力といったい
ろんな問題に対し、行政が隔々まで行うのは難しい。住んでいる方だけでなく、ボランティアの方
など、安城市に関わるみなさんでやっていただかないとできないでしょうということで、広い意味
の市民という考えで、市政に参加いただこうということなんです。ただし、変な意見が市政に反
映されてはいけないので、そこはちゃんと議会がチェックします。決めるのは議会ですから、広く
ご参加いただいても変なことにはならないと思っています。

進行役:市民の定義を検証するのが今日の検証会議の趣旨なので、もう答えが出ていると思わずに、
自分達の考えを自分達の頭、言葉でしっかり検証していただければと思います。

委員:説明を聞いてもわからないということがわかりました。

委員:「関連条例がどんどんできていく」のはどうしてかということ、条例づくり自体がビジネスだからです。
コンサルに出してお金を払ってやっている。売る方としては、どこにでも通用するような条例を1
つつくって、どこにでも通用するような関連条例をどんどんつくらせたら儲かる。売る方の都合に
乗せられているんです。

それから、「最後は議会で決める」ということですが、コンサルは市民に対しては「最後は議会が決めますので」と言い、議会に対しては「これが市民の意見です」と両方をペテンにかけけるようなことをします。

進行役:では、まだいろいろ議題がありますので、次に進めたいと思います。まずは「用語の定義説明」からお願いします。

事務局:（「用語の定義について」の資料を見ながら説明）。前回の会議で、用語の定義について何度も話題に上がっていたのは、「市民」、「主体的に」、「協働」、「最高規範」だったと思います。固い資料になりますが、市が公式見解として外に出しているもの、または答弁で答えているものを資料として作成しましたので、説明させていただきます。

まず、先程から話題になっている「市民」の定義については、自治基本条例では「市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。」ということになっています。ちなみに地方自治法では「住民」を「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」としていて、市内に住所があれば外国人でも法人でも「住民」です。自治基本条例での「市民」の定義を、地方自治法で定める「住民」より拡大している理由は、地方分権の推進ということで、「自分たちのまちづくりは自分たちで」という考え方が広まるなか、本市で市長がマニフェストに掲げてこういった条例をつくらうという考えのもと策定してきたという経緯があります。ニーズの多様化や価値観の多様化、地域課題の複雑化のなかで市民みんなが幸せに暮らしていくために、まちづくりの基本理念やルールを定め、みんなでまちづくりをしていこうという考えのもとで、市民の定義を広げています。

続いて、「主体的に」という言葉について。自治基本条例では第3条の定義のところで、「市民参加」について「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。」と「主体的に」という言葉が使われています。辞書では「自分の意志・判断に基づいて行動することをいう」と書かれていて、自治基本条例でも同様に「市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程にかかわるにあたっては、自分の意志と判断で、自らの言動に責任をもち協力してほしい」という意味で「主体的に」という言葉が使われています。

下の図は、以前お配りした「まちづくりの木」というパンフレットにも載っているもので、例えば行政は情報公開や議案の提出、議会は議案の議決といったようにそれぞれがやらなければならないことがあるんですが、市民も情報を共有したり積極的に参加したりしてほしいという趣旨で「主体的に」という言葉が使われています。

次に「協働」ですが、自治基本条例の第3条の定義のところで「協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。」と定められています。「協働」は、一般的には「同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと」を言いますが、自治基本条例では「共通の課題と目的のもとで、それぞれが役割と責任を自覚し、相互の強みを生かして弱みを補い合い、協力して取り組むこと」という趣旨で使っています。

下の図は、「安城市 協働に関する指針」に載っているものです。協働の効果としては、「地域の連帯感」とか、「それぞれの立場の方がそれぞれの得意分野を活かして、弱い部分は補い

合いながらみんなでまちづくりを進めていける」、「一人ではできないことも助け合って達成できる」といったことがあります。

最後に、「最高規範」については、自治基本条例の第2条で「この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。」と定められていて、これについて、市の公式な答弁で「行動や判断の基準となる『模範』という訓示的、宣言的な意味であり、法規的に上下関係を規律するものではない」と提示しています。

以上が市の公式な考えですが、先程加藤さんからお話しがあったように、これからグループワークの中で話し合っ、みなさんのご意見を聞かせていただければと思います。

5. 検証会議の趣旨と最終成果物についての再確認～話し合いのルール再確認

進行役:では、前回から間が開いてしまったので、もう一度この検証会議の趣旨と、最終成果物について、事務局からお話しいただこうと思います。

事務局:これまでの議論を聞かせていただいて、本当に素晴らしいことだなと思っています。この条例は地方自治そのもののような条例。権利や義務や参加といった話のために、みなさんが集まって議論をしてくれているというのは、本当にすごいことです。

私は坂本竜馬が大好きなのですが、幕末に長崎に、勝海舟が先生で竜馬が生徒の、海軍伝習所という学校ができた時に、オランダから海軍の軍人カッティンディーケを校長として呼んだんです。このカッティンディーケが長崎に着いた時に、何の防備もしていない日本を見て驚いて「これでは半日もあれば占領できる」と長崎の住民に言ったら、住民が「そういうのはお上のなさることだ」と平然と言ったんだそうです。それから百数十年経って、日本はどうなんだろう、安城はどうなんだろうということで…今日みなさんと、そういう議論をするんだと思うんです。

この会議は諮問会議ではないので、何かを多数決するとか、決めるとかいうものではありません。自由にものを言っていただくというのがもともとの趣旨で、ある意味言っぱなしになるところもあるかもしれませんが、それぞれの立場、アプローチで自由に言っていただければと思います。です。です。最終成果物も、とりまとめて答申書、諮問書にするということではありません。

それから、資料などを用意されることもありますが、みなさんそれぞれの立場で参加されていますので、ある特定の団体や個人を誹謗中傷するような内容が含まれているものは、ルール違反ということで控えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

進行役:今日は事務局の方であらかじめ、公募か団体代表か、男性か女性かなど、なるべく偏りがなく、均等になるように3つの班に分けさせていただいています。この会は市民主体で検証する会議なので、みなさんの中で今日の進行係と記録係、タイムキーパー係を決めて進めていただきたいと思います。せっかくなので話をして記録に残らないと、検証に繋がらないので、しっかり記録してください。

それから、話し合いのルールについて。まずは人の話をしっかり聞いて傾聴しましょう。長々と一人で話さないように気を付けてください。それから、意見は「結論から」、できるだけ簡潔に話しましょう。人の意見や人格を否定せず「提案型」で話す、お互いの立場を慮りながら話す、よりよい話ができると思うので気をつけていただきたいと思います。

6. プチレクチャー(論点の共有)

進行役:では、今日の話し合いのために用意した資料を見てください。

「市民の定義」ですが、まずは条例本文と逐条解説にどう書いてあるかが書いてあります。これは先程の説明もありましたので、各自で読んでおいていただくとして、その下に、これまでの検証会議で出された意見やみなさんから出していただいた宿題シートから拾ったものを書いてあります。ピンクの箱には、広義の「市民」に対して疑問を投げかけている意見が書いてあります。「市民の定義が広すぎる。際限がないじゃないか」といった意見、「市への責務や負担の異なる住民、通勤者、通学者、外国人、個人、団体を全部一緒に市民として扱うことは不適切」という意見、「一部の外国では有事の際に国防動員法があり、国内にいる外国人の危険性を感じる。非常に不安。」といった意見があります。逆に、ブルーの箱の中には今の条例に肯定的な意見が書いてあって、「認知症の高齢者や障がい者やこどもたち、外国人なども安城市民として共存・共生・共栄していくことが必要」という意見や、「町内会には入っていない外国人と一緒にお祭りをしたりして、変な矛盾が出てきている。これからの国際社会では、同じ市民として同等にやっていくことが必要」といった意見もありました。黄色い箱の中には、その他の意見が入れてあって、「市民の定義について、他の市町でどうされているのか」という意見があったので、僕の方でインターネットで少し調べてみました。調べた30弱くらいの市町のうち、市民の定義を「住民に限らない」と広く定めているところは85%。広義の市民ではないのは、初期につくられたところが多くて、例えば宝塚市や伊丹市では、条例の名前も「自治基本条例」ではなく「まちづくり基本条例」なんですけど、「主権者たる市民」といっているので広い意味の市民ではなく、有権者のことを指しているんだろうと思われます。最初につくられたニセコ町も、市民の定義をうたっていないかったです。それから、イレギュラーだったのは、千葉県の流山市。有権者を「市民」として、それ以外の働く人や学ぶ人を含め「市民等」と定義して区分していました。

「②市民の権利」と「③市民の責務」はセットで見えていただきたいんですが、広義の市民に対して、「知る権利」、「市民参加の権利」、「行政サービスを受ける権利」が与えられています。「市民参加の権利」では、「市の施策の企画立案、実施及び評価の各段階における意思形成にかかわる権利」を保障しています。ただし、「参加を強制するものではなく、参加しないからといって不利益を受けない」と逐条解説に書いてあります。また「行政サービスを受ける権利」については、「定められたルール の範囲内で市が提供するサービスを等しく受けることができる機会を有する。」「ただし…受給できる対象者や内容はサービスごとに条例や規則などで規定される。」と逐条解説に書いてあります。また第24条「説明責任等」や第25条「情報公開及び個人情報保護」は、「知る権利」や「参加する権利」を行使するための前提となる規定なので、併せて読まれるといいと思います。この検証会議の中または宿題シートで出てきた意見としては、まずピンクの箱には「住民以外に『市の意思決定に関わる権利』をはじめ、諸々の権利を認めていいの？」「市外在住者や未成年、外国人などの安城市の有権者ではない者に『市の意思決定に関わる権利』を認めることは違法であり、認められない」といった意見や、「公募による市民参加には、公共性も正当性もなく、意見や参加者も偏るので、行うべきではない。行なったとしても、論点の整理程度にとどめるべきではないか」という意見、「市民の意見はひとつでは

ないので、ひとつの結論に決めるべきではない。全体主義的」といったような、条例に対する問題提起をするような意見が書いてあります。その一方で、肯定的な意見として、青い箱に「条例は、行政と議会に対する“しばり(担保)”として有効」という意見、「自ら考え行動する自立した市民として、担い手として、助け合いながら協働することは大変重要。しかし、全ての市民が自立した市民にはなれない。認知症の高齢者や障がい者やこどもたち、外国人なども安城市民として共存・共生・共栄していくことが必要。両輪あってこそその市民自治の実現につながるんじゃないか」という意見もありました。また、「豊かな文化を受ける権利条例」を加えたらどうかという意見や6条の「知る権利」を「公開義務」という言葉に変更したらどうかという意見もありました。

「③市民の責務」については、「権利」の対になるものとして、市民が果たすべきことが書いてあります。1つめは、「市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持つ」ということ。市民の定義を幅広く捉えるなかで、住民以外の市民にもこのような責務を主体的に担ってもらうことを定めている。権利を与えた分、責務で縛っています。2つめは「権利の行使に当たっては…『公共の福祉』、すなわち、特定の人または団体の利益に偏らない、市民全体の幸せを考えるとともに、次世代及び市の将来に配慮しなければいけない」ということが書いてあります。3つめは、「行政サービスを受ける権利を持つ一方で、そのサービス提供に伴う負担を分かち合う…ただし経済的理由、年齢、心身の状況等により、負担を免除される市民もいる」ということが逐条解説に書かれています。4つめは、「市民は良好な環境を次世代に引き継ぐ責任を持つ」こと、5つめは、「市民は安城市民憲章を尊重する」ということが書かれています。次に、みなさんから出された意見としては、ピンクの方には「逐条解説では『市民がまちづくりの担い手であるという自覚と責任を持たずして自治の推進はありえない』となっており、言葉が厳しすぎるので表現を柔らかくしたら」という意見がありました。一方で、「住みやすいまちづくりのために、市民の自治意識を高めていくことは重要」、「住みやすいまちづくりをするために何をすべきか?」、「町内会組織がもっと役立つものでないと自治は育たない」といった意見や、「モニターアンケートで『市民一人ひとりが自ら考え行動し、まちづくりに関わっていくという考え方』に『共感する』『どちらかといえば共感する』と回答した人が約95%というのは評価できるのではないか」という意見がありました。

7. グループワーク

進行役: では今から60分間で、3つのテーマについて話をしていただいたあと、みんなで発表・共有したいと思います。みなさん大人なので喧嘩しないように。でも、予定調和のシャンシャンではなくて意味のある検証にしたいですし、できる限り論点が整理できた状態で会議を終えたいと思うので、遠慮せずにどんどん話をしていただければと思います。

8. 発表共有～ふりかえり

進行役: 1グループ5分以内で、どんな話をしたのかを、少し丁寧に発表していただけたらと思います。

<Cグループ>

委員:まず前提の段階の話として、そもそも条例がどうやってできたのかが不明瞭ということで、ここはかなり時間がとられました。肯定的な意見としては、市長がマニフェストに掲げて、その市長が選ばれ、その市長が議会に策定するように働きかけて、条例ができたんだ、民主主義のルールに則ってできたんだという意見です。それに対して、条例をつくろうとする特定の団体から条例案が出てきた、そういうことが不明朗なままで制定された、本当に市長が提案したのか？ということも含めて話になりました。それから、条例がそもそも憲法違反ではないか、日本には日本国憲法があるにもかかわらず、一地方公共団体が憲法をつくるのは、国に反逆して地方政府をつくるということではないかという話も出ました。

本題の「市民の定義」については、そもそも「市民」とは何か？ということで、条例に反対する意見としては、「市民」＝「住民」であって条例の「市民」のとらえ方がおかしい、だから条例がおかしいんだという考え方でした。それに対して肯定的な意見としては、条例に書かれている「市民」は、「広い意味の市民」、勤労者、外国人も含めた市民であり、そういう人達と共存・共生していけないといけないということで、「広い意味での市民」で問題ないという考え方でした。

次の「市民の権利」については、外国人は権利についての主張が強いし、それについて争いが生まれる可能性が強い、外国人じゃなくても、権利を主張しようと思えばいろんな無理難題を通していけるんじゃないのかということで、「市民」＝「住民」として、「住民の権利」を守っていこうという考えがありました。それに対して、条例に肯定的な意見としては、グループワーク検討用の資料のP3の青い部分に書かれているように、今のままでいいんだという意見でした。

「市民の責務」については、勤労、納税、教育という国民の責務として憲法で決まっていることがあるので、新しく「責務」を追加するのはおかしいという考えでした。これに対して、肯定的な意見としては、この条例の責務は、憲法上の国民の責務からはみ出していないから正しいんだという意見でした。

以上のように、意見は大きく分かれました。

<Aグループ>

委員:まず「市民の定義」については、「市民」の意味が非常に曖昧だということで、住んでいる「住民」を「市民」と呼び、市内で働いている人や学んでいる人なども含めたものは「市民等」と区分していこうという意見がグループの中で大多数でした。

「市民の権利」については、「市民」と「市民等」を分けた場合、「知る権利は」と「参加の権利」は両者とも同じように持てるであろうということでした。一方で「サービスを受ける権利」は、「市民」と「市民等」が「等しく」サービスを受けられるというのは若干違うのではないかとということでした。「等しく」という言葉がキーになってくるということで、「等しく」を削除したならば、もう少し明確になって、若干制限もあるのかなということです。

「市民の責務」については、「市民」と「市民等」を分ければ、若干差があったりするのかなということです。以上です。

進行役:「市民の責務」については、「市民及び市民等は」と言葉を追加するだけでいいということいいですか？

委員:そうです。

委員:実は班内の委員に体験談があつて、仕事で岡崎や豊田で行くので、2つも3つものまちで「市民」と呼ばれるのは許せない、と言うんです。

委員:仕事で5～6の市に行っているのです、どこでも「市民」と言われると…。「市民」と「市民等」に分けていただいた方がいい。自分は安城市民としての誇りと責任は安城市に対してはありますが、他の市では、市民等として、もう少し権利や責務を軽くしていただきたいなあと思います。

<B グループ>

委員:「市民の定義」ですが、「安城市に関わる人全体でまちづくりを進めていこう」という理念だから、問題ないのではないか」という意見が1つ、それに対して、「一般的には『住民』=『市民』が普通であつて無理あるんじゃない?」という考え方があります。これは認知度の低さとも関係があるんですが。憲法や地方自治法では「市民」という言葉は使われてなくて、「住民」で通している。「住民自治」というのが基本なので、その辺の法律的な問題もあるんじゃないかということです。

うちの班の委員さんの事例で、子ども会でおかしを配ったりするときに、費用を負担している人と、していない人がいるけど、配らないわけにいかない。なしくずし的に権利や税金の使用が広げられていって、子ども会から地域へ、地域から市へ、市から県へ、県から国へととなると、とりとめがつかなくなるから、どこかで区分が必要でしょうと。「有権者」とか「住民」、「市民」という線引きは必要。有権者にできること、住民にできること、市民に参加してもらうことは、どこかで線を引かなければいけないだろうという話もありました。その辺りは2つが対立しています。

それから、「外国人の共生」とか「対等な立場」というのがありますが、扶養控除で課税逃れをしているのが問題になっている。私の独自調査で納税課に聞いたんですが、安城市で普通徴収(市・県民税)を外国人の3割が払っていない。日本人は9割払っている。課せられた義務を果たしていないのに、対等に共生する存在なのか?市民はみんな正しくてやる気があるというのはファンタジーじゃないか。参加にしても何にしても、資格が必要。日本人、外国人とは別にして、義務を果たしているかというチェックが必要。区分する必要はないかもしれないけど、義務を果たしている外国人の割合は明確に低い。

「市民の権利」については、「市民参加の権利」を保障していますが、「企画、立案、実施」は決定権、参政権になるんじゃないか?そうだとすると、外国人や住民以外の人に認めるべきではないのではないかと。といった意見に対して、「それは単に提案する権利だから問題ない」という意見があつて、対立していました。ここは条例に不備があるんじゃないかということで、もう少し議論を深めてほしいなと思います。

「権利、権利」と言い出すと、まとまらない。そうすると、僕みたいに声の大きい人、時間のあの人、組織や団体を使える人が有利になる。でも、ここに来られない人はいっぱいいる。この条例に抜けているのは「公共の概念」。みんなのために、公共のために。いろんな市で公共のものを使う時に、自分に権利があると思って使わないですよ?使わせていただいていると思っていますよね?だから公共心が出てくるんですよ?人のものだから大事に使おうと思う。「権利、権利」と言い出したら、何も決まらない。

「市民の責務」は時間が足りなかったんですが、「市民の権利」と対になるらしいので、対としてはちょっと弱すぎだろうという意見です。こんなに権利を与えられているのに。一般答弁で、「責務は宣言的なもの」というのがありましたが、それなら権利も宣言に過ぎないということになっちゃうかなと思います。

他に追加はありますか？

委員：先程「あんき会が条例を決めた」と言いましたが、あんき会は条例ができた後にできた団体です。一部、同じメンバーもいますが、そうじゃないメンバーもいます。自治基本条例ができた時に、せっかくなかった条例がみなさんに知られないのは残念だなということで、少しでも知ってもらうための活動をしたいという有志が集まって、その考え方に賛成する方も入っていただいて、自治基本条例を広める活動をしています。自治基本条例が何たるかを検討する会ではありません。

委員：ホームページに20回くらい会議をしたと書いてありましたが、間違っているということですか？

委員：あれは「安城市自治基本条例を考える会（あんき会）」です。名前が長いので「あんき会」という略称を付けていましたが、今の会とは全く違う会です。

委員：だったら市のホームページを修正した方がいい。

9. まとめ～ふりかえり

進行役：ありがとうございました。とてもわかりやすい発表でした。BとCのグループは近い話をしていて、『住民』とそうじゃない人と一緒に『市民』としているのは、普通の用語感覚からするとおかしい」という意見に対して、「みんなを巻き込んでまちづくりをしていくために、広くうたっているんだ」という意見があって対立しています。それに対して、Aグループは「市民」と「市民等」に分けて整理したらどうかということで、「外国人も含めた住民」を「市民」とし、「働いている人や活動している人、学んでいる人を含めた人達」を「市民等」として区分しましょうという提案でした。権利と責務については、「行政サービスを受ける権利」については「市民」と「市民等」は別にした方がいいということで、それ以外是一緒でいいんじゃないかということですが、もし「市民」と「市民等」で分けるとしたら、条例の他の部分についても一通りチェックがいるよねということでした。

「市民の定義」と「権利」はセットになっていて、「同じ義務を果たしていない人が参加をして意思決定できるようにすると、有象無象がどんどん来て決まってしまうような参政権に繋がっていく」という意見と、「提案権に過ぎない、提案するけど議会でチェックして議決を経るので、最終的な意思決定に直接コミットしている訳じゃない」という意見で大きく分かれています。

それから、「公共の概念」の話はすごく大事だと思います。私も進行者として同感。ここにいる人達が、個人の主張をするだけでなく、背後にいる人達を慮って話ができないなら、何のための市民会議かということになってしまうと思います。「公」とか「公共」ということが、もっと問われる時代になっていくんだろうなと思います。

今日は時間がなくなってしまったので、みんなで話をしていくことはできないんですが、今日話をしたり、発表を聞いたりして感じたこと、気づいたこと、こうしたらどうだという提案でも構いませんので、1人30秒くらいで発表していただきたいと思います。批判や攻撃ではなく、建設的な意見をいただいて終われたらいいなと思います。では順番をお願いします。

委員：私は十分に理解できていないんですが、やっぱり「市民の定義」は、はっきりしていないと論

議が進んでいかないんじゃないかと思いました。

委員：「市民」、「住民」はわかりにくいところがあって、今回奇しくも非常に力説されたので、私もその通りだと思って賛成しました。これからまたみなさんで論議していただければありがたいと思います。

委員：今日は、司会進行もやって、書記も兼ねてやってくれた委員さん、説明をしてくれたおふたりの委員さん達のおかげで、全くわからなかった私も、ああ、こうなっているんだなとわかりました。

委員：いろんな議論の元になっているところが、「市民」と「市民等」に分けることによってすっきりするのかなと思いました。

委員：「市民」は憲法でも地方自治法でも使われていない言葉で、安城市のオリジナルの定義なんです。何が事実で何が法律に基づいていることなのか、イメージでなく事実を元に検討していただければと思いました。でも、みなさんいい検討をされていると思いました。

委員：はっきり言ってよくわからない。自治基本条例の周知徹底がクエスチョンかな、という印象を受けました。

委員：私は「まちづくりを推進していくために」という思いが自治基本条例にすごくあって、税金を納めている人、住んでいる人だけでなく、今そこにいるみんなが助け合っていけるまちになるといいというのが、この条例をつくった時の私の強い思いなので、それをここに出しました。

委員：自動車の排気量で税金が線引きされているように、住民とか市民は、ぴしっと線引きした方がいいと思います。あとはうちの班の委員さんが言うように、人間性だと思います。みんなで助け合うのは、人として当たり前。

委員：「自治基本条例を考える会」の方が提案をされるよりずいぶん前に、ある議員が議会で質問をしました。その時は「市民」という言葉ではなかったかもしれませんが、こういう条例をと。で、市長がマニフェストで掲げて、それから、市議会が当時の先進地の新潟に調査に行って、それで最終的に決めたのは議会であるということは間違いありませんので、そこは頭にきちっと入れていただきたいと思います。「あんき会」が決めたのでないということです。

委員：いろんな人のいろんな意見が聞けて非常に良かったです。個人的に言えば、外国人の意見がたくさん出たので、外国人の方が、このことについてどう思うのか聞いてみたいと思いました。

委員：「住民」というのは従来からあるし、それはそれで使っていた方がいいと思いますが、より住民が幸せになるために、新しい概念として「市民」という概念を入れた方がいいというのが私の考えです。それから、先程、「行政サービスを受ける権利」の話がありましたが、第8条に、市民は「適切な」行政サービスを受ける権利、とあって、「適切」という言葉が入っていることで「人によって違う」ことが示されているので、このままでいいんじゃないかと思っています。

委員：今日、意見は大いに対立しました。対立しているけれど、安城市をよくしたいという思いはすごくよくわかりました。自分の気持ちの中では、日本は法治国家なのに、法律を無視したものがボンボンできている。その恐ろしさはいったい何なんだろうというのが今日の感想です。

委員：改めて条例の成立過程を見直すことができ、私にとっては非常に有意義な時間でしたし、いろんなご意見を聞かせていただいたことも非常に有意義でした。こういう時間を持つことは本当に尊いことだと思いました。

10. 閉会のあいさつ

進行役: ありがとうございました。次回は、「議会」や「最高規範」といった大きなテーマです。次回は早目にグループワーク用の資料を用意して郵送したいと思いますので、できるだけ予習してきていただいて、より良い話し合いができたと思います。ありがとうございました。

事務局: みなさん長い時間、本当にお疲れ様でした。次回は10月30日(木)の午後1時から3時30分。場所は今日と同じ場所で開催させていただきます。ありがとうございました。

以 上